

－ 医学系研究に関する情報及びご協力のお願い －

当院では、以下の医学系研究を実施しております。この研究は、検案・解剖業務の過程で得られた情報をまとめることによって行います。この研究は、当院の倫理委員会の承認を得ており、文部科学省及び厚生労働省が策定した「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」を守り実施されます。この研究に関するお問い合わせなどがありましたら、以下の「問い合わせ先」へご照会ください。

〔研究課題名〕

飲酒が関連した異状死の疫学調査

〔研究実施機関〕

東京都監察医務院

〔研究代表者〕

木村 聡子

〔研究の目的・方法〕

東京都監察医務院では、東京都 23 区内のすべての異状死例の検案と、検案だけでは死因が判明しないものについて行政解剖を行っています。この中に飲酒が関連した異状死が多いことは、昭和 35（1960）年、昭和 56（1981）年、平成 5（1993）年と報告されてきました。飲酒関連問題は現在でも大きな社会問題とされておりますが、近年では女性や高齢者の習慣飲酒者が増加しているのとの報告があります。そこで、近年の飲酒関連異状死の傾向を明らかにすることで、現在の本邦における飲酒関連死の問題点を明らかにするための研究を行います。

研究に際して、下記の情報を利用します。

対象事例の年齢、性別、死亡状況、発見状況、生活歴、既往歴、嗜好、死因、剖検所見、組織検査所見、薬化学検査所見

〔研究の対象者〕

平成 25（2013）年 1 月 1 日から平成 27（2015）年 12 月 31 日までの間に当院において検案及び行政解剖対象となった方のうち、アルコール関連問題の存在があった事例、および、疾患対象事例として研究対象基準を満たす（アルコールの関与が一切否定できる方）事例

〔個人情報の取扱い〕

利用する情報からは、名前や住所など個人を特定できるような一切の情報を削除します。また、研究成果は学会や学術雑誌で発表されますが、その際も個人を特定できる情報等は利用しません。

〔研究協力の任意性と撤回の自由について〕

本研究へのご協力については、ご遺族の意思を尊重いたします。研究内容に関して不明な点がある場合や情報の利用に同意されない場合には、以下にご連絡ください。

〔問い合わせ先〕

東京都監察医務院 木村聡子

〒112-0012 東京都文京区大塚 4-21-18 電話 03-3944-1481